

北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する規程

平成 25 年 4 月 1 日
企業管理規程第 10 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日	企業管理規程第 5 号
平成 29 年 3 月 1 日	企業管理規程第 3 号
平成 30 年 3 月 1 日	企業管理規程第 2 号
令和 2 年 3 月 1 日	企業管理規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）及び北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する条例（平成 25 年北播磨総合医療センター企業団条例第 10 号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第 2 条第 3 号ア(ウ)の規程で定める非常勤職員）

第 2 条 条例第 2 条第 3 号ア(ウ)の規程で定める非常勤職員は、1 週間の勤務日が 3 日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である非常勤職員とする。

（条例第 3 条第 3 号イの規程で定める場合）

第 3 条 条例第 3 条第 3 号イの規程で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 3 条第 3 号イに規定する当該子について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の 1 歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合
- (2) 常態として条例第 3 条第 3 号イに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法第（明治 29 年法律第 89 号）817 条の 2 第 1 項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第 27 条第 1 項第 3

号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親者として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（条例第3条の2第2号の規程で定める場合）

第3条の2 前条の規定は、条例第3条の2第2号の規程で定める場合について準用する。この場合において、前条中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6ヶ月到達日」と読み替えるものとする。

（育児休業の承認の請求手続）

第4条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書（様式第1号）により行い、条例第5条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（条例第3条第3号に掲げる場合にあっては、2週間）前までに行うものとする。この場合において、条例第5条第5号に規定する育児休業等計画に基づき再度の育児休業の承認の請求を予定する職員は、併せて育児休業等計画書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 前項の請求書には、申請に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実）及び生年月日を証明する書類を添付しなければならない。

3 企業長は育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求した職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が条例第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りではない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 前条第1項、第2項及び第3項本文の規定は、育児休業の期間延長の請求について準用する。

(育児休業をしている職員が保有する職)

第6条 育児休業をしている職員は、育児休業の承認を受けた時占めていた職を保有するものとする。ただし、当該承認を受けた後に職を異動した場合には、その異動した職を保有するものとする。

2 前項の規定は、当該職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第7条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を企業長に届け出なければならない。

- (1) 育児休業に係る子が死亡した場合
- (2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届（様式第3号）により行うものとする。

3 第4条第3項本文の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第8条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の处分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（条例第7条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業の承認等の通知)

第9条 企業長は、次に掲げる場合には、職員に対して、文書で通知しなければならない。

- (1) 育児休業を承認する場合
- (2) 育児休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰する場合
- (4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第10条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100

分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日以後における最初の職員の昇給日（北播磨総合医療センター企業団職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第14号）第30条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児休業に伴う任期付職員の採用等の通知）

第11条 企業長は、次の各号に掲げる場合には、育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用される職員（以下「任期付職員」という。）に対し、文書で通知しなければならない。

- (1) 任期付職員を採用する場合
- (2) 任期付職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が退職する場合

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第12条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書（様式第4号）により行うものとする。

2 第4条第3項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長請求について準用する。

（育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出）

第13条 第7条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

（育児短時間勤務等の承認等の通知）

第14条 企業長は、次に掲げる場合には、職員に対して、文書で通知しなければならない。

- (1) 育児短時間勤務を承認する場合
- (2) 育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合
- (3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合
- (4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

（育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の採用等の通知）

第15条 企業長は、次の各号に掲げる場合には、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用される短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）に対し、文書で通知しなければならない。

- (1) 任期付短時間勤務職員を採用する場合
- (2) 任期付短時間勤務職員の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により任期付短時間勤務職員が退職する場合
(部分休業)

第16条 企業長は、職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（非常勤職員にあっては3歳に達するまでの子）を養育するため1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）の承認をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、これを承認することができる。ただし、次に掲げる職員は、部分休業の請求をすることができない。

(1) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）

ア 引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ その者に定められた1週間当たりの勤務時間が29時間を超える非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上の勤務日がある非常勤職員

(2) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(部分休業の承認)

第17条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 北播磨総合医療センター企業団職員就業規程（平成25年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第8号）第37条の2の規定による介護時間（以下この項において「介護時間」という。）又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該介護時間又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が北播磨総合医療センター企業団会計年度任用職員の勤務時間等に関する規程（令和2年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第2号）第10条の規定による介護時間（以下この項において「介護時間」という。）又は育児時間の承認を受けて勤務しない場

合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該介護時間又は当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

(部分休業の承認の請求手続)

第18条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書(様式第5号)により行うものとする。

2 第4条第2項及び第3項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業の承認の取消事由等)

第19条 第7条及び条例第7条の規定は、部分休業について準用する。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、職員の育児休業、育児短時間勤務及び部分休業に関する必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日企業管理規程第5号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月1日企業管理規程第3号)

この規程は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。ただし、第2条の規定による北播磨総合医療センター企業団職員の勤務時間等に関する規程別表第1の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月1日企業管理規程第2号抄)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第7条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月1日企業管理規程第1号抄)

(施行期日等)

1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第2条、第5条、第7条、第9条、第11条及び第13条の規定は、令和2年4月1日から施行する。